

2022年1月16日 発行

エバー総合法律事務所では、個人のお客様と法人のお客様に身近な法律問題をニュースレターでお届けします。

エバーニュース

# EVER NEWS

連載

- 相続の承認について
- 退職後の秘密保持義務について

## ■ 無料相談会のご案内

- 料金のご案内 / 事務所のご案内



vol. 94



エバー総合法律事務所

# 相続の承認について

1 これまでも相続については時折記載してきましたが（バックナンバーはホームページにて掲載しています）、今回は改めて相続を承認することについて記載してみたいと思います。

「承認」とは、相続財産を、資産も負債も受け継ぐという意味です。プラスの財産だけの場合はよいのですが、場合によっては負債の方が多いという場合もないわけではありません。相続財産の中味も全く分からない場合もあります。

「承認」には、単純承認、法定単純承認、限定承認という3種類があります。ここでいう単純承認は、相続人が自分の意思で承認する場合を指し、特に何も限定せずに相続する場合です。これは、限定承認に対して、限定しないという意味で「単純」とされています。法定単純承認とは、単純承認の一つですが、自分は承認するつもりがないのに法律の規定により「承認」となってしまう場合です。そして、限定承認は、マイナスの財産（負債）はプラスの財産の限度で相続するという意味で、負債が資産より多い場合には資産の限度でのみ責任を負えばよいとするものです。限定承認は別の機会に説明をいたしますので、今回はこの2種類の単純承認について説明します。

## 2 単純承認について

法律上は、相続人は、自分のために相続の開始があったことを知った時から3か月以内に限定承認か相続放棄のいずれかを選択しなければなりません。何もしないで放っておくと法定単純承認となります。ですから、相続をすることに問題がない場合はよいのですが、そうでない場合には積極的に限定承認か相続放棄の手続をしなければなりません。相続人はこの期間内に資産や負債の調査をすることができます。3か月というのは長いようで意外にすぐ期限が到来します。もし期間の延長が必要であれば家庭裁判所に申立てをすればこの期間を延ばすことができます。

相続では、まれに、相続人となる人が相続の承認や放棄をしないで亡くなるということもあります。相続が

重なるという状態について、再転相続と言います。例えば、孫から見た場合、祖父が亡くなり、次いですぐ父が亡くなり孫自身が相続人になったという場合です。この場合には、孫は自分が相続人であることを知った時から3か月の期間が開始しますが、注意が必要なのは、祖父の相続と、父の相続とは別なので、区別して承認や放棄を考えなければならないということです。

## 3 法定単純承認について

承認すべきか放棄すべきか迷っているうちに、うっかり遺産の一部を処分してしまうと、法律で単純承認になってしまいます。法律で定められている単純承認は、遺産を処分したとき、前記のような放棄するための期間を経過してしまったとき、限定承認や放棄をしたあとでも、遺産を隠したり、消費してしまったり、知って遺産目録に記載しなかったとき、が該当します。なお、遺産を保管するだけであったり、法律で定められている期間内の賃貸であれば単純承認にはなりません。承認すべきか放棄すべきか迷っている際に、他から遺産の処理を求められた際には、そのリスクについて弁護士に確認して行動するようにしてください。

## 4 撤回の制限

放棄も同様ですが、一旦承認をすると、3か月の期間内でも撤回することはできません。ただ、例えば承認することについて、前提事情の認識に思い違いがあったり、あるいは騙されたり、脅迫を受けたなどの場合には、取消ができる場合があります。この取消をする場合には家庭裁判所に申述という手続を行う必要があります。相続放棄は家庭裁判所へ申述という手続を行いますが、承認の場合には、承認先が他の相続人であったり、亡くなった方の債権者である場合など様々なケースが考えられるので、取消の効果を相手方が認めない場合には訴訟などの法的措置によって対応していく必要があります。そのため承認をするかどうかについては慎重に判断する必要があります。お悩みの際にはご相談ください。

無料相談会  
のご案内

2022年1月18日火曜日、1月26日水曜日、2月1日火曜日のいずれも午後3時から午後6時の間にて、お一組様各30分で無料相談を承ります。

ご希望の方は当事務所までお電話にてご予約のうえでお越しください。

なお、今後の無料相談会の予定については当事務所のホームページにてご案内いたします。

<http://ever-lawyers.jp/> 「エバー総合法律事務所」で検索を

# 退職後の秘密保持義務について

1 業務においては使用者の営業秘密を守る必要があり、従業員は、使用者の承諾なくしてこの営業秘密を利用したり開示したりしてはならないという義務、秘密保持義務を負います。この義務は、労働契約の付随義務である誠実義務の現れとして考えることもできますが、使用者側は従業員に明確に意識させるために、労働契約や就業規則に記載しておく必要があります。明確に記載されることで、その違反行為に対し、懲戒処分や損害賠償を求めることができます。

では、退職後はどうでしょうか。退職により労働契約は終了するので、その後も秘密保持義務を負わせるには何等かの措置が必要です。今回はこの点について記載してみたいと思います。

## 2 退職後の必要性について

現在は業務がデジタル化されており、電磁ファイルをコピーすることは簡単です。従業員の在職中の情報管理についても注意する必要がありますが、退職にあたりデジタル情報が持ち出されることがあります（ネットワークを通じて社外に送信することも容易です）。転職によって同業種の他社に移りその情報を利用するということもあります。秘密保持義務でのいわゆる「秘密」とは、非公知性のある情報であり、一般に知られると企業の利益が損なわれるものとされています。近年はこのような「秘密」概念に止まらず、個人情報や、その他の業務情報も重要になってきています。これらが退職後も企業外に漏れたり利用されることを防ぐためには、就業規則や契約書などでその保護範囲も含めて明確に合意しておく必要があります。

公務員では「職務上知りえた秘密」の漏洩は法律で懲戒処分や処罰対象となりますが、民間ではこれに代わるものとして就業規則や契約で保全する必要があります。

## 3 具体的事例について

就業規則や契約において退職後の秘密保持義務を定めるといっても、無限定にどのような場合も有効というわけではありません。退職者にも職業選択の自由や営業の自由があるので、合理的な制限についてののみ有

効とされています。また、実際に違反が生じた場合には、損害賠償等法的措置によって阻止を求めることとなります。

ある清掃用品等のレンタルや販売を目的とする会社で、重要な機密事項について、2年間、担当した地域及びその隣接地域内の他社への就職や事業を禁じる内容の誓約書に合意していたという事案で、懲戒解雇された元従業員がこの誓約書に違反したことから、秘密保持義務違反や競業禁止義務違反に問われて賠償請求されたという事例がありました。この事例では、機密事項のうち、特に重要なものとして内容をいくつか例示しており、その内容の重要性、元従業員の職務からその情報の重要性を認識しているものとして秘密保持義務を義務付けられてもやむを得ない地位にあったなどと判断されて、会社側の賠償請求が認められました。

## 4 不正競争防止法による対処について

不正競争防止法では、営業秘密や限定提供データの使用や開示について差止請求や損害賠償の規定が置かれています。同法でいう「営業秘密」とは、秘密として管理されている生産方法、販売方法その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報であって、公然と知られていないものとされています。また、限定提供データとは、業として特定の者に提供する情報として電磁的方法により相当量蓄積され、及び管理されている技術上又は営業上の情報をいうとされています。行為形態によっては不正の利益を得る目的や損害を与える目的が必要な場合もありますが、契約とは別にこの法律によって対処が可能な場合もあります。

## 5 最後に

現在は、企業側には、「秘密」からさらに広範囲な情報に対する保護、防衛が要請されています。就業規則や契約書、誓約書等によって従業員にその重要性に意識を持たせることも必要ですが、また情報管理方法、管理者の限定など、改めて日々の管理方法について考える必要があると思います。お悩みの方はご相談ください。



# 料金

## のご案内

### 一般的な料金の概要

**ご相談料** 事件受任の場合は頂戴しません。

30分	3,300円
1時間	5,500円

予約電話番号 **043-225-3041**

### 業務内容

不動産

会社経営

貸金請求

労災

相続

民事再生・破産手続き

金融

消費者問題

交通事故

刑事事件

離婚

家族問題

成年後見制度

### 参考例

以下は、良くある場合について一例として費用について掲げました。

その他の事例や基準の詳細については当事務所のホームページで報酬基準詳細をご覧ください。

#### 1 金銭請求

たとえば600万円の請求をする場合には（仮差押えがない裁判のみの場合）

着手金	33万円
預り金	10万円程度
報酬	全額回収できた場合 66万円
200万円の場合	35万2千円

#### 2 刑事事件

たとえば、窃盗で逮捕された場合、

着手金	33万円から55万円
預り金	5万円程度
報酬	33万円から55万円

\*執行猶予が付いた場合や刑の軽減となった場合です。

#### 3 成年後見

たとえば、認知症の方について成年後見を申し立てる場合

申立着手金	11万円から22万円
預り金	5万円程度

それ以外に鑑定費用（精神科医師の費用ですが5万円から10万円が目安）

エバーニュースバックナンバーはホームページに掲載しております。

# 事務所

## のご案内



〒260-0013 千葉市中央区中央4-12-1 KA中央ビル4階

### エバー総合法律事務所

代表 弁護士 菊地秀樹（千葉県弁護士会所属）

TEL 043-225-3041

FAX 043-225-0071

#### 業務時間

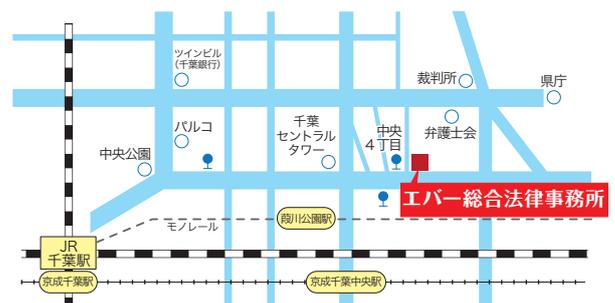
午前9時より午後6時まで

\*なお、ご相談時間については夜間、土曜日などご要望の場合にはご相談ください。

#### ホームページ

<http://ever-lawyers.jp/>

「エバー総合法律事務所」で検索を



- 千葉駅 2 番バス乗り場より乗車。2つ目の「中央4丁目」下車
- 駐車場は周りの有料駐車場をご利用下さい。